住　宅
かし保険

（2025 年 6 月 4 日以降の申込み用）

外 装 リ フ ォ ー ム ワ イ ド　の ご 案 内

住 宅 瑕 疵 担 保 責 任 保 険 法 人
株式会社 ハウスジーメン

P250528-194(5)

1．保険の概要

築浅住宅の外装リフォームに「建物全体の 10 年保証」という付加価値をプラスできる、築浅住宅の外装リフォームに特化した瑕疵保険です。構造・防水の保証だけでなく、**10 年間の塗膜保証もプラス**できます。

継続利用できるので、**その後の継続的な外装リフォームの獲得に活用**できます。**延長 type との組合せで 10 年周期のものだけでなく、15 年周期や 20 年周期の外装リフォームにも対応**しています。

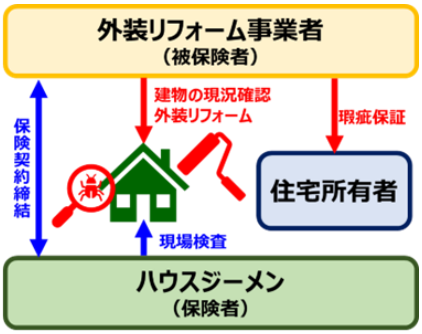

point

・**築浅住宅に対する外装リフォームに長期保証をプラス**でき、**その後の継続的な工事の獲得に活用**できます。
・**15 年・20 年周期の外装リフォームを前提とした保証スキームにも対応**します。

「建物全体の保証まではしたくない」という場合は、一般リフォーム保険を使用して、外装リフォームに保証をプラスできます。
＞一般リフォームの概要説明資料はここから確認できます。

2．この保険の type

	概　　要	補償期間
標準 type	保険の加入時に**外装リフォームの実施を前提とする type** です。**外装リフォームを実施するタイミングで利用**します。	**１０年**
延長 type	高耐久塗料の使用時など、**継続加入時に実施する外装リフォームがない場合に利用する type** です。使用する塗料の耐用年数に応じて**５年と 10 年から補償期間を選択**できます。	**５・10 年**

3．この保険を利用できる住宅

この保険を利用できる住宅(建物の規模による制限はありません)		
初回利用時		新築時の引渡しから 20 年以内の住宅
継続利用時	標準 type	外装リフォームワイドに加入中の住宅と、満了から５年以内の住宅
	延長 type	標準 type の外装リフォームワイドに加入中の住宅

補　足

1．新築後に耐力性能に影響のある改修を実施した場合は、申込時に耐震基準の充足を確認できる必要があります。
2．区分所有される分譲マンションでは、管理組合を住宅所有者として扱います。
3．延長 type は、やむを得ない事情で前契約の満了前に加入できなかった場合に限り、その後 1 年間は再加入が可能ですが、この場合も、満了前に加入した場合と補償の終了日は変わりません。

point

・**共同住宅も、規模に関係なく住棟単位で加入できます。**

4．補償内容

補　償　開　始　日		
初回利用時	外装リフォームの完了後に実施する検査の適合日	外装リフォームを **10 年満了日の到来前の２年の間に実施する場合は、満了日の翌日から開始**しますが、**補償オプションの利用時は、一律で検査適合日から開始**します。
継続利用時	前契約の満了日の翌日	**外装リフォームや現況確認が前契約の満了後になる場合と満了の２年以上前になる場合、標準 type の継続利用で補償オプションの利用時は、検査適合日から開始**します。

補足

1．完了後検査が写真検査となる場合は、**補償開始日は検査適合日ではなく申告を受ける工事完了日を元に判断**します。
2．10 年満了日には、**新築瑕疵保険の満了日や、新築時の引渡しから 10 年を経過する日が該当します。**

P250528-194(5)

point

・各保険の満了前に外装リフォームを実施することで、初回の外装リフォームからシームレスな保証を継続できます。
・シームレスに保証を継続できる期間を、満了前の２年間と広めに設定しているので、次回の工事が早まった場合も安心です。
・満了後に再加入できる期間を、５年間と広めに設定しているので、次回の工事が遅れた場合も安心です。

保険事故				
補償区分		保険事故	事故の具体的事象	備考
標準		耐力性能に関わる事故 建物が基本的な耐力性能を満たさない	梁のたわみや床版の沈み込み	いずれかの事故を保険事故から除外可
標準		防水性能に関わる事故 建物が基本的な防水性能を満たさない	外壁や窓廻りからの雨漏れ	
オプション		塗膜補償 施工した塗膜面の膨れや剥がれ	塗装した外壁の塗膜面に膨れや剥がれが発生	延長 type で継続可
オプション		タイル剥落補償 打診検査の対象部分を含む建物のタイルの剥落	・補修を行ったタイルが落下 ・打診検査を行ったタイルが落下	延長 type で継続可
オプション		その他リフォーム危険補償 工事実施部分が通常必要とされる性能を満たさない	外装リフォーム対象部分の耐力・防水性能に関わらない不具合や、同時に実施した内装リフォームの不具合	この保険事故のみ補償期間は１年・２年

補足

1．塗膜補償の保険事故には、**塗膜の色あせ(白化)やチョーキング(白亜化)は含みません。**
2．塗膜補償は、**15 年以上の耐用年数が期待できる塗料を施工する場合は、延長 type の利用時に補償を継続**できます。
3．タイル剥落補償も、**延長 type の継続利用時に補償を継続**できます。

point

・耐力・防水性能だけでなく、外装リフォームのリスクを幅広くカバーします。
・外装リフォームに、10 年間の塗膜保証やタイル剥落保証をプラスできます。
・延長 type で塗膜補償を継続できるので、使用している塗料の性能にあった期間の保証を提供できます。

塗膜補償オプションを利用できる塗装工事	
使用する塗料	10 年以上の耐用年数が期待できる、ウレタン系以上の塗料 継続利用する延長 type の補償期間を含めた期間に応じた耐用年数が期待できる塗料を使用している場合は、塗膜保証を継続できます。
施工方法	外装材の材質やコンディションを踏まえて**適切に下地処理を行い、外装材の材質にあった下地材や塗料を使用**

point

外装工事で一般に使用される塗料を使用して、標準的な方法で施工することで良く、グレードの高い塗料を使用したり、特別な施工方法を採用したりする必要はありません。

タイル剥落補償オプションを利用できるタイル工事	
タイル工事	タイルや下地の材質を踏まえて、**大規模修繕工事で一般に認められている工法で行った、浮きの補修、張替え、撤去を含むタイル補修工事**

P250528-194(5)

	打診検査	**打診検査**のほか、国交省の告示等で打診に代わる方法として認められている赤外線カメラやドローンといった**デジタル技術を活用した方法等を含む。**
point		**タイル工事は大規模修繕工事で一般に使用されている工法で良く、張り付けを行ったタイルだけでなく、打診検査の対象部分を含めて建物全体のタイルの落下を保証できます。**

○ **保険金額(支払限度額)**

基本保険金額	
１０００万円/棟	**２０００万、３０００万円のオプション保険金額**を選択することもできます。

＞保険料表はこちらからダウンロードできます

補償オプションの支払限度額

	塗膜補償	延べ床面積 1000 ㎡未満	500 万円	**基本本保険金額以下で次の金額に変更**できます。 100 万円 / 200 万円 / 300 万円 / 500 万円 1000 万円 / 2000 万円 / 3000 万円 / —
		延べ床面積 1000 ㎡以上	1000 万円	
	タイル剥落補償	共通		次の金額から**基本保険金額以下で選択**します。 500 万円 / 1000 万円 / 2000 万円
補足		**補償オプションの支払限度額は、基本保険金額の内枠**となります。		

point

塗膜補償の払い限度額は、基本保険金額の範囲内で変更できるので、感じる塗膜事故のリスクに合わせて、限度額を絞り込んで保険料を抑えることや、逆に厚めに設定することも可能です。

その他の取扱い

	住宅が売却された場合の保証の引継ぎ	**補償期間中に住宅所有者が住宅を売却した場合**は、所定の手続きを行うことで**買主に保証を引き継げるため、保険を利用して買主との関係性を構築**できます。
	保険期間中の工事の特例	補償開始後の工事も、**検査を受けることで補償の対象に追加できるため、一部の外装リフォームの実施時期がズレる場合も、補償期間を通して保証を継続**できます。

お支払いする保険金の範囲と一事故あたりの限度額

	直接修補費用	材料費や労務費等の、**建物を原状回復させるために直接必要となる費用**	**一事故あたりの限度額なし**
	調査費用	**修補範囲や方法を特定するための費用**	**直接修補費用の 10%** (最低 10 万円で上限５０万円)
	仮住まい転居費用	修補期間中に仮住まいを余儀なくされた場合の、**仮住まいや転居に必要となる費用**	**50 万円**
	その他	事故に関する紛争を解決するために必要な**争訟費用や第三者に対する請求権の保全費用**	**一事故あたりの限度額なし**

支払保険金に適用される免責金額と縮小てん補	
住宅事業者請求時	**住宅所有者の直接請求時**
直接修補費用とその他の費用の合計額から免責金額として 10 万円を控除後、80%の縮小てん補を適用	免責金額として 10 万円を控除

主な免責事由	
故意・重過失により生じた損害	外装リフォーム事業者や住宅所有者等の故意や重大な過失を原因とする損害
自然災害や外来の事由	洪水、台風、竜巻、豪雨等の自然災害や、火災、落雷といった外来の事由
経年劣化等	虫食い、建物の性質による結露、建物の自然の消耗(経年劣化)といった事象
不適切な維持管理	建物の著しく不適正な使用や維持管理
家財への波及損害等	建物以外の家財が壊れたことによる損害や使用できなくなったことによる損害
保険加入後の工事の瑕疵	保険の加入後に行われた修補を含む工事の瑕疵

紛争処理に関するサービスの利用

外装リフォーム事業者と住宅所有者は、**保証に関するトラブルが発生した場合**に次のサービスを利用できます。

	電話相談	**住まいるダイヤルを利用して、建築士の資格を持った相談員に相談**できます。通常窓口はナビダイヤルですが、保険付き住宅専用のフリーダイヤルを利用できます。
	専門家相談	**弁護士と建築士に対面で相談できる事前予約制のサービスを利用**できます。(相談時間は 1 時間で原則無料)
	紛争処理	住宅紛争審査会による**裁判外の紛争解決手続き(ADR)を利用**できます。手続きは「あっせん」、「調停」、「仲裁」から選択できます。

P250528-194(5)

５．推奨工事と必須工事

推 奨 工 事 と 必 須 工 事

建物全体の耐力・防水性能を補償するため、この保険の利用時には、**部位や仕上げ材等の耐用年数に応じて、建物の基本的な防水性能を維持するための外装リフォームの実施を求めて**います。ハウスジーメンでは、**新築からの経過年数に応じて、推奨工事と必須工事を設定**しています。

＞ハウスジーメンのメンテナンス工事実施基準はこちらからダウンロードできます

新築時の引渡しから１５年以内（推奨工事）			
	外部シーリング	外部全体の増打ち・打替え	**例外として、シーリング材にひび割れや肉やせが生じている場合の処置は必須**
	外　　壁	外壁全体の再塗装	塗装が必要な外壁仕上げの場合
	勾　配　屋　根	軒裏を含む屋根全体の再塗装	塗装が必要な屋根材の場合
	バ　ル　コ　ニ　ー	防水材の再施工	カバー工法を含む

工事の選定における注意事項	建物に築年数等に応じて生じる劣化は瑕疵ではないため、瑕疵保険では経年劣化が直結した事故は免責となります。そのため、端部の防水をシーリング頼みにしているなど、耐用年数の経過が雨漏れに直結するような建物の場合は、その部分について適切な外装リフォームを実施する必要があります。

point

・建物の仕様に応じて、実施する工事を選定することで構いません。

新築時の引渡しから１５年経過後（必須工事）			
	外部シーリング	外部全体の増打ち・打替え	
	外　　壁	外壁全体の再塗装	塗装が必要な外壁仕上げの場合
	勾　配　屋　根	軒裏を含む屋根全体の再塗装	塗装が必要な屋根材の場合
	バ　ル　コ　ニ　ー	防水材の再施工※	カバー工法を含む。トップコートのコンディションが良好であり、防水材そのものの劣化が抑えられていると判断できる場合は、トップコートの再施工でも構いません。

必須工事の例外	必須工事の設定は、塗装が必要な外装材に標準的な塗料を使用している建物を前提としているため、使用している仕上げ材や部材の仕様に応じた対応を行うことを妨げません。また、防水紙の新設を伴う屋根材の交換など、より上位の外装リフォームを行うことを妨げるものでもありません。

保 険 の 継 続 利 用 時 の 必 須 工 事 の 例 外

メンテナンスレスの部材を使用している場合や、前回の外装リフォームで 20 年程度の耐用年数が期待できる高耐久な塗料やシーリング材を使用している場合は、その工事を省略できます。実施する工事が無い場合は、延長ｔｙｐｅを利用してください。

point

外装材の仕様や塗料の耐用年数により必須工事を省略する場合も、申込時に理由を記載することで良く、事前申請や仕様書等の提出の不要です。

P250528-194(5)

周　期　的　に　必　要　と　な　る　必　須　工　事			
勾配屋根で外壁材にサイディングやモルタルを使用している場合は、**新築時の引渡しから 35 年が経過するごとのタイミングで、防水紙の新設を伴う外壁や屋根の工事が必要**になります。			
	外　　壁	防水紙の新設を含む外壁材の再施工	カバー工法を含む
	勾　配　屋　根	下葺き材の新設を含む屋根材の再施工	カバー工法を含む

6．保険の申込手続き

＞申込みガイドブックはこちらからダウンロードできます

<標準 type①　写真検査の場合>

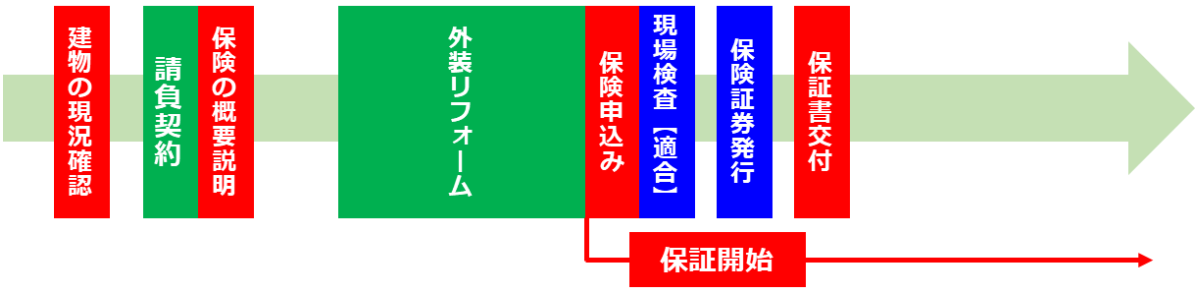

<標準 type②　上記以外の場合>

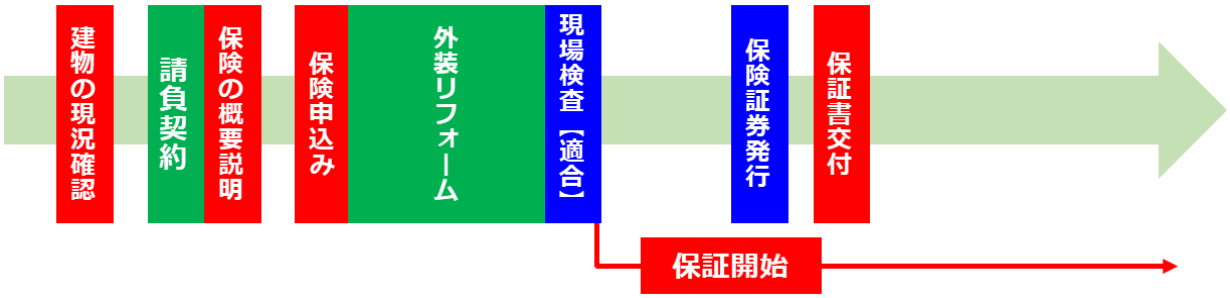

○　外装リフォーム事業者による建物の現況確認(建物の点検)

建　物　の　現　況　確　認
外装リフォーム事業者は、**事前に建物に雨漏れ跡や規定値以上の幅のクラックといった、補修が必要となるような顕在化した不具合事象が生じていないかの確認を行い、報告書を作成**します。

注　意

・現況確認は、**ハウスジーメンの現況確認マニュアルに従って**行います。
・現況確認で**不具合事象が見つかった場合は、その部分の写真の撮影が必要**です。
・現況確認で**不具合事象が見つかった場合は、外装リフォームの実施時にその部分を補修する必要**があります。
・ひび割れと肉やせが発生している場合を除き、**外部シーリングの補修は事象が確認された壁面の全体**に行います。
・**確認結果の有効期間は 1 年間**です。例外として、**写真検査を利用する場合は、施工中検査を行う場合を除き 2 年間です。また、RC 造等の共同住宅の場合は例外なく 2 年間**です。
・**延長 type の利用時で、後掲の検査特例を利用する場合の現況確認の有効期間は 3 ヶ月間**となります。

＞現況確認マニュアルは、ここからダウンロードできます　<木造・鉄骨造版>　<RC 造版>
＞現況確認実施報告書は、ここからダウンロードできます　<木造・鉄骨造版>　<RC 造版>

現　況　確　認　の　実　施　に　あ　た　っ　て　の　留　意　事　項			
戸建住宅 (点検口からの確認)	例外に該当する場合以外は、**点検口から覗き込んでの確認**を行わないと保険に加入できません。		
	必要となる点検口	**確　認　内　容**	**例　　外**
	床 下 点 検 口	床　下　の　確　認	土間床にしているなど床下空間がない
	小 屋 裏 点 検 口	小　屋　裏　の　確　認	勾配天井などの小屋裏空間がない

共同住宅 (住戸内の確認)	分譲マンションや賃貸物件では、住戸に立ち入っての確認は行わず、**住宅所有者や管理組合、管理会社から指定住戸に雨漏れ等の不具合事象が発生していないか確認し、発生状況を申込時に申告**します。

RC 造	最上階の住戸	木造・鉄骨造	住棟内の全ての住戸

point

現況確認は、実施する外装リフォーム事業者の負担が大きくならないよう確認項目をシンプルに絞り込んでいます。

○ **保証と保険の概要説明**

外装リフォーム事業者は**「概要説明書」を使用して住宅所有者に保証の概要と保険の内容のうち住宅所有者に関わる部分を説明し、「契約内容確認シート」に記名押印**を取り付けます。**説明は請負契約のタイミングで行う**ことを推奨します。

＞概要説明書はこちらからダウンロードできます　＞概要説明動画にはこちらからアクセスできます

＞契約内容確認シートはこちらからダウンロードできます

point

・保証と保険の概要説明には、ハウスジーメンのホームページで公開している概要説明動画を利用できます。
・概要説明動画には、「概要説明書」右上の二次元バーコードからスマートフォン等で直接アクセスできます。

○ **保険の申込み**

保険の申込みは、**次のタイミング**で、ハウスジーメンのポータルサイトから行います。完了後検査を写真検査とする場合は、**申込みの際に工事完了日を申告**します。なお、延長 type 申込みで後掲の検査特例を利用する場合は、**現況確認の実施日から 3 ヶ月以内の申込みが必要**です。

完了後検査を写真検査とする場合	工事の完了後速やかに
上記以外の場合	着工の前後に関係なく、工事日程が確定し、検査希望日が決まったタイミング
補足	施工中検査が必要となる、定期的に実施する必須工事のうち「防水紙を新設する工事」を行う場合は、施**工中検査の希望日が確定したタイミングで申込み**を行ってください。

申 込 時 期 に 関 す る 留 意 事 項

申込みが早すぎると、検査の依頼漏れに繋がる恐れもあり、実地検査とリモート検査とする場合は、日程調整がスムーズにいくよう、検査希望日(施工中検査がある場合は施工中検査の希望日)の確定後、その 1 ～ 2 週間前を目途に申込みを行ってください。

＞ポータルサイトにはこちらからアクセスできます　＞既存共通の web 申込みマニュアルはこちらから確認できます

point

・着工前の申込みや検査といった手続き的な制約がないため、検査希望日の確定後に余裕をもって申込みができます。
・通常の外装リフォーム実施時は、写真検査の利用により、工事完了後の申込みで保険加入手続きを完了できます。

○ **現場検査**

ハウスジーメンは、**工事完了後に検査(建物の現況と施工状況の確認)**を行います**(完了後検査)**。建物の現況の確認内容は、前述した建物の現況確認と同内容です。なお、検査のタイミングは足場の撤去の前後を問いません。

現 場 検 査 に 関 す る 留 意 事 項

延長 type の利用時	**申込みの受理後に現場検査(建物の現況確認)**を行います。

P250528-194(5)

検査特例

次の場合は、**完了後検査の一部(建物の現況確認部分)を省略**できます。**検査負担が格段に軽減され、写真検査での対応も可能となるため、検査特例の適用を、特にCの特例の適用を推奨**しています。

現況確認が次の者により行われている場合	A	既存住宅状況調査技術者の有資格者
	B	ハウスジーメンの受託検査機関や登録検査会社(委託による)
住宅事業者がいずれかに該当する場合	C	現況確認マニュアルと同等以上の内容で点検基準を定めている
	D	ハウスジーメンの受託検査機関や登録検査会社である

BとCの検査特例の適用を受ける際は、**事前の申請が必要**です。

＞Cの適用申請書はこちらからダウンロードできます　＞Bの適用申請書はこちらからダウンロードできます

延長type利用時の取扱い

検査特例により現場検査の全部が省略されるため、書類審査のみで実地での現場検査はありません。

リモート検査

検査特例を利用した場合の完了後検査は、実地検査でなく**リモート検査による対応が可能**です。

＞リモート検査の概要はここから確認できます

＞リモート検査のユーザーガイドはここから確認できます。<android 編>　<iPhone 編>

リモート検査とは

現地の担当者がスマートフォンで撮影するビデオ映像を、検査員がweb会議上確認して行う検査をいい、リモート検査を実施するには、当社所定の要件を満たす必要があります。

写真検査

検査特例を利用した場合の完了後検査は、リモート検査だけでなく、**写真検査による対応も可能**です。写真検査とした場合は。**申込みの受理後に検査を行い、問題がなければ、その流れで保険証券を発行**します。なお、後掲の**施工中検査を写真検査とすることはできない**ので、ご留意ください。

＞提出する写真の箇所と枚数はここから確認できます。　<戸建住宅用>　<共同住宅用>

＞写真提出用のエクセルシートはここからダウンロードできます

写真検査とは

申込者が提出する建物の全景と施工状況の写真を確認して行う検査をいい、検査員によるリアルタイムでの確認が一切なくなることもあり、写真検査を実施するには、当社所定の要件を満たす必要があります。

施工中検査

次の工事を行う場合は、**そのいずれかの完了時**にも現場検査を行い、**施工状況を確認**します**(施工中検査)**。新設工事には、**交換やカバー工法を含み**ます。施工中検査は**リモート検査による対応も可能**です。

- ○ **防水紙の新設を伴う外壁工事**
- ○ **構造材の新設を伴う耐震補強等の工事**

施工中検査が必要となる工事は、前述の周期的に必要となる必須工事が該当します。

例外的に施工中検査の対象となるバルコニー等の工事

防水紙を新設する勾配屋根の工事や、バルコニー等の防水材を新設する工事は、施工中検査の対象とはなりませんが、例外的に、仕上げ材で防水材が見えなくなるバルコニー等の防水工事は、施工中検査の対象となります。

この場合の**完了後検査は、写真検査**となります。この写真検査の実施には、実施者の要件は設けていません。

＞**写真はweb上の専用フォームから提出**します。＞写真提出用の専用フォームにはここからアクセスできます

point

- **実施者の保有資格を検査特例の要件としていないため、社内外のリソースを有効に活用できます。**
- **検査特例により、建物の現況確認への２回の立ち合いという住宅所有者の検査負担を軽減できます。**
- **検査特例により、建物に立ち入らずに検査を実施できるケースがあるため、住宅所有者の立ち合いなしでの検査も可能です。**
- **通常のメンテナンスの実施時は、写真検査の利用により、工事完了後の申込みで保険加入手続きを完了できます。**

工事内容と実施する現場検査						
検査特例	新設工事	施工中検査		完了後検査		完了後検査の実施方法
適用あり	なし	—	—		実地検査 リモート検査 写真検査	**実地検査のほか、リモート検査と写真検査も選択できます。**
	あり		実地検査 リモート検査		写真検査	写真は専用フォームから提出します。 **＞フォームにはここからアクセスできます**
適用なし	なし	—	—		実地検査	完了後検査で建物の現況確認を行うため、実地検査が必須となります。
	あり		実地検査 リモート検査		実地検査	完了後検査で建物の現況確認を行うため、実地検査が必須となります。

point

完了後検査は、建築士による第３者検査を注文者にアピールしたい場合は実地検査、そこまでは必要ないがリアルタイムの確認をしてもらいたい場合はリモート検査を、とにかく手続きをライトに済ませたい場合は写真検査と、ニーズに応じた方法を選択できます。

完了後検査におけるバルコニー等の確認について(実地検査･リモート検査編)

検査特例を適用して検査の一部を省略した完了後検査で、**建物内に立ち入っての確認がバルコニーや陸屋根だけとなる場合のバルコニー等の確認**は、**施工状況が確認できる次の写真を用意いただくことで、建物内に立ち入っての確認を省略**できます。

- ○ **バルコニーの全景が確認できる写真(できる限り防水材が広く映り込むように撮影したもの)**
- ○ **ドレン周囲の状況が確認できる写真(排水ドレンが映り込むように撮影したもの)**

⇒例外として、実施する工事がバルコニー等だけの場合は、目視による確認が必須となるのでご留意ください。

バルコニー等の**写真の確認方法は検査に応じて次の通り**です。

通常検査	**検査実施時に検査員に提示**してください。(スマートフォン等の画面上での提示で構いません。)
リモート検査	バルコニー等の写真は、**検査の実施までにポータルサイトから提出**してください。

○ 保険証券の発行

現場検査への適合後に**「保険証券」を発行**します。

ｗｅｂ証券

- **･保険証券は、ポータルサイト上でｗｅｂ証券として発行**します。
- ･郵送に要する時間を待たずに**発行後すぐに保険証券と付保証明書を受け取れます。**
- ･保険証券は、**保険期間中いつでもポータルサイトから閲覧**できます。
- ･･付保証明書は、**ダウンロードした PDF ファイルを提供することも可能**です。

point

保険証券の発行に施工中検査を行う場合の写真提出以外の手続きはありません。与信事業者扱いとなる場合は保険料の支払時期に関係なく、検査に適合したタイミングで自動的に保険証券を発行します。

○ 保証書の交付

外装リフォーム事業者は**住宅所有者に「保証書（指定書式）」を交付**します。

＞保証書のひな形はこちらからダウンロードできます

point

受理時に使用する保証書をポータルサイトで提供するので、作成する必要はありません。ダウンロードして使用してください。

7．事業者届出等

ハウスジーメンの**届出事業者は、この保険にあたり事前の手続きは不要**です。そうでない場合は**事前に事業者届出等が必要**です。届出は、**事業者届出書**に**次の書類**を添付して行います。

＞事業者届出書はこちらからダウンロードできます

事業者届出時の提出書類		
共通	預金口座振替依頼書(指定書式) ＞こちらからダウンロードできます	
外装リフォーム事業者が法人である場合に提出	法人登記の登記簿謄本(全部事項証明書)	
建設業許可を受けている場合に提出	建設業許可証ｏｒ建設業許可通知書	
宅建業免許を持っている場合に提出	宅建業免許	

登録料と有効期間　事業者届出は**無料で登録料は掛かりません**。また、**有効期間はなく更新手続きもありません**

point

振替口座の登録を行い、保険料の支払いを口座振替で行う場合は、一定の利用実績がなくても初回の申込みから与信事業者として取り扱うため、保険証券の発行を急ぐ場合も安心です。

8．提出書類

申込時の提出書類		
共通		現地案内図
		現況確認　実施報告書（指定書式） ＞木造･鉄骨造用の書式はこちらからダウンロードできます ＞RC 造用の書式はこちらからダウンロードできます
		平面図と立面図 （延長 type の利用時を除き、工事内容を記載したもの）
		★１０年満了日が確認できる書類
		契約内容確認シート（指定書式） ＞ここからダウンロードできます
オプション	写真検査とする場合	建物の全景と施工状況の写真(指定書式) ＞写真提出用のエクセルシートはここからダウンロードできます
	状況調査技術者の検査特例を利用する場合	状況調査技術者の資格者証
	性能評価付き住宅の場合	建設住宅性能評価書

オプション	長期優良住宅の認定を受けた住宅の場合	長期優良住宅の認定通知書
		維持保全計画に従った点検の実施が確認できる資料
	その他リフォーム危険補償オプションを利用する場合	請負契約書類
補　足	1．新築後に建物の耐力性能に影響のある改修を実施した場合は、申込時に新耐震基準等の充足が確認できる資料の提出が必要です。 2．現況確認が維持保全計画に定める点検に該当する場合は、「点検の実施が確認できる資料」は「現況確認　実施報告書」と兼ねることで構いません。	

「★１０年満了日が確認できる書類」は次のとおりです。

保険の初回利用時 （　い　ず　れ　か　）	建物の登記簿謄本（取得時期は問いません）
	新築時の引渡日が確認できる供給事業者等が作成した書類
	新築瑕疵保険の保険証券等の書類

（注）　本紙は保険商品の内容の全てを記載するものではありません。詳細については約款集や重要事項説明書を参照してください。

株式会社 ハウスジーメン

国土交通大臣指定　住宅瑕疵担保責任保険法人　第５号
国土交通大臣登録　住宅性能評価機関　第 18 号
住宅金融支援機構　適合証明検査機関

〒105-0004
東京都港区新橋 4-3-1 新虎安田ビル

【お問合せ】

受付センター	ＴＥＬ	03-5408-8486
	E-mail	info@house-gmen.com

©2025　株式会社ハウスジーメン